

御杖村職員安全衛生管理規程の一部を改正する告示

御杖村職員安全衛生管理規程(平成7年御杖村規程第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(衛生管理者)」に改め、同条第1項中「法第12条の2の規定」を「法第12条の1の規定」に、「衛生推進者」を「衛生管理者」に改め、同条第2項中「衛生推進者」を「衛生管理者」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(産業医)

第7条の2 村長は、法第13条の規定に基づき産業医を選任する。

2 産業医は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第14条第1項及び第15条第1項に定める業務を行う。

第8条の見出しを「(衛生委員会)」に改め、同条第1項中「職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に協議するため、安全衛生に関する協議会(以下「協議会」という。)」を「、法第19条の規定に基づき衛生委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「協議会の委員」を「委員会の委員」に、「委員」を「者」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 衛生管理者

(3) 所属長のうちから村長が指名する者

第8条第2項第5号中「安全又は」を削り、同条に次の1項を加える。

3 村長は、前項に規定する委員のほか、産業医を委員として氏名することができる。

第9条の見出しを「(委員会の業務)」に改め、同条中「協議会」を「委員会」に、「法第18条第1項に定める事項」を「次の事項」に、「協議」を「調査審議」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進に関すること。

(3) 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関すること。

(4) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進にかかる重要事項に関すること。

第10条の見出しを「(委員長)」に改め、同条第1項中「協議会に会長」を「委員会に委員長」に改め、同条第2項中「会長」を「委員長」に改め、同条第3項中「会長」を「委員長」に改める。

第 11 条の見出しを「(委員会の庶務)」に改め、同条中「協議会」を「委員会」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。